

別記様式第一(第七条第二項、附則第二条第一項及び附則第七条第一項関係)

届出日	平成30年8月9日
届出番号	2018 - 000159

届出書(公表用)

(個人情報の保護に関する法律(第23条第2項・第23条第3項)・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)附則第2条)の規定により、次のとおり届け出ます。

平成 30 年 8 月 6 日

個人情報保護委員会 殿

届出者の氏名又は名称

株式会社アド・フェイス

住所又は居所

東京都中央区日本橋人形町3-6-7 人形町
共同ビル6階

1. 届出をする個人情報取扱事業者(以下「届出者」という)の概要

新規又は変更の別	1.新規 変更の場合:元の届出番号 (-)	1.新規 2.変更 (元の届出番号)
個人又は法人等の別	2.法人等	1.個人 2.法人等
届出者の氏名 又は名称	(フリガナ) カブシキカイシャ アドフェイス 株式会社 アド・フェイス	
法人番号(13桁)	4010001099333	
届出者の住所 又は居所	〒 103 - 0013 東京都 中央区 日本橋人形町 3-6-7 人形町共同ビル6階 電話 03 (3639) 0305	
代表者の氏名 (届出者が法人等 の場合に限る)	(フリガナ) センミョウ タツヤ 泉名 達也	

2. 届出項目

(1)	<input type="radio"/> 本人の求めに応じて本届出書に係る当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
(2)	<p>第三者への提供を利用目的としていること</p> <p>1. 利用目的</p> <p>1-1. 不動産登記情報(一般財団法人民事法務協会より取得した登記情報をデータベース化している企業から取得)から以下の項目をCSV、エクセル、もしくはPDFにて第三者に提供すること。 提供する項目: 登記簿に記載された情報</p> <p>1-2. 商業登記情報(一般社団法人民事法務協会より取得した登記情報をデータベース化している企業から取得)から以下の項目をCSV、エクセル、もしくはPDFにて第三者に提供すること。 提供する項目: 登記簿に記載された情報</p> <p>2. 情報の提供先 企業(弊社取引先)からの依頼により提供 ※日本標準産業分類に基づく分類 K 不動産業, 物品賃貸業 68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業</p> <p>3. 情報の取得元 株式会社トラス</p> <p>4. 情報の取得方法 株式会社トラスからの購入</p> <p>5. 情報の加工方法 既存データは、新規購入データと照合してメンテナンスを行う。</p> <p>6. 情報の適正な取得 第三者から提供を受けた個人データは、当該第三者取得の経緯を確認し、適切な方法により取得しています。</p>

第三者に提供される個人データの項目

不動産登記情報から提供される項目

不動産の所有者・用益権者・担保権者・委託者・受託者・受益者、仮登記権利者・債権者の氏名、住所

商業登記情報

代表者・役員・会計監査人・商人・支配人の氏名、住所

(3)

第三者への提供の方法

メール送信、オンラインストレージサービス(クラウド上にデータをアップロードし、発行されたパスワード付URLよりダウンロードするサービス)による提供、CD、USBメモリ、印刷物による提供

(4)

本人の求めを受け付ける方法(該当するもの全ての口内に○印を付けること)			
(5)	<input type="radio"/>	郵送	宛先: 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-6-7 人形町共同ビル6F 株式会社アド・フェイス 個人情報保護推進事務局
	<input type="radio"/>	受付窓口	住所: 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-6-7 人形町共同ビル6F 株式会社アド・フェイス 個人情報保護推進事務局
		電話	電話:
	<input type="radio"/>	WEB	URL: https://www.adfaces.co.jp/inquiry/
	<input type="radio"/>	その他	受付時間: 平日10:00~18:00※土日祝、年末年始、夏季休業期間は対応しておりません。

3. 本届出書に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

提供開始予定日	平成 30 年 8 月 25 日
---------	------------------

4. 個人情報保護委員会による公表に関する希望(いずれかの口内に○印を付けること)

<input type="radio"/>	希望なし(届出日以後、速やかに公表)
	次の理由により、 以後の公表
公表日を指定する理由:	

5. 本届出書に係る個人データの第三者への提供が、法令等に抵触するものではないこと

<input type="radio"/>	本届出書に係る個人データの第三者への提供が、法令等に抵触するものではない
-----------------------	--------------------------------------